

## Q &amp; A

事業を営まれていると、法人税（個人の場合は申告所得税）・源泉所得税などのいろいろな税金を納められることが多いと思いますが、税金の納付が遅れた場合、どのようになるのかを今回お話ししたいと思います。

## 延滞税

納税が期限に遅れた場合、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。納期限の翌日から2月を経過するまでの間は、年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合、それ以降は年「14.6%」となります。

## 加算税

加算税には4つの種類があります。

加算税の種類	どんなときに	どれだけ
重加算税	納税者が事実の仮装・隠蔽などを行い、過少申告、無申告あるいは不納付の場合。	仮装・隠蔽により過少申告したとき 増加した税額 + (増加した税額 × 35%) 期限後の申告又は無申告で事実の仮装・隠蔽があったとき 納めるべき税額 + (納めるべき税額 × 40%) 源泉徴収義務者の仮装・隠蔽による不納付のとき 納めていない税額 + (納めていない税額 × 35%)
過少申告加算税	申告書は法定期限内に提出したが、その税額が少なすぎた場合。	増加した税額 + (増加した税額 × 10%) 増加した税額が期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その越える部分について15%。
無申告加算税	申告書の提出が過ぎた場合、あるいは申告書を提出しなかった場合。	納めるべき税額 + (納めるべき税額 × 15%) 調査を受ける前に納税者が自主的に期限後申告を行ったときは納付税額の5%に軽減。
不納付加算税	給与等の源泉徴収額を翌月10日までに完納しなかった場合。	納めていない税額 + (納めていない税額 × 10%) 無申告加算税と同様の軽減措置がある。

どうなっているの？



## P R O G R E S S 第26号

新納会計事務所・(株)新納経営

2007年4月1日

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1

TEL 075(231)0335 FAX 075(231)0473

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/smcweb>

PROGRESS(プログレス)とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。



## 仰げば尊し

### 12年ぶりの同窓会



所長 新納 賢二

確定申告終了後の3月17日に、12年ぶりに小学校の同窓会が開催された。6年の間、私を担当していただいた3人の先生方は、年齢80歳となっていたが、全員お元気で心強いかぎりであった。

小学生の頃の私は、3月生まれの子で、甘やかされて育ったためか、繊細で病気で休むことも多かった。

先生に、今、趣味は登山で100名山登頂を目指していると言うと非常に驚かれた。特に5・6年担当のK先生には、主役をすることになっていた学芸会前日に熱を出し、先生を慌てさせた。当日は何とかやり通せたものの先生にはご迷惑をかけた。臨海学校で体調を崩し、おんぶしてお世話をうけた思い出もある。お会いする度にその時の話をするが、先生はご記憶に無い様子で、私には救いに似たほっとする思いと共に、改めてご恩を感じる。

最近の卒業式では「仰げば尊し」を歌わないらしいが、昨今の教育の混乱を見聞きするにつれ、私の小学校時代との落差の大きさを感じ、悲しい思いがする。

「師の恩」はなくなってしまったのだろうか。人は誰でも人生途上で先生に教えをうけ大きくなる。そしてその教えの中から自立して、一人前の社会人として成長していくものである。受けた恩に対して感謝し、世の中に貢献することで恩を返していく。その努力こそが人間として大事なことはないだろうか。

親兄弟・先輩後輩・広くは自然の恵みに対しても感謝の気持ちを大切にすることで、健全な社会、安心して暮らせる地球環境を守ることが出来るのだろう。

「感謝・報恩」の言葉を古臭いと片付けてはいけない。

< 目次 >

1頁：所長挨拶

3頁：新しいお客様のご紹介

電子申告で確定申告

2頁：改正税法速報

4頁：よくある質問Q & A

# 平成 19 年税制改正のポイント

新しいお客様のご紹介

## SEODESIGN 株式会社 【エスイーオーデザイン】

今回の税制改正において、長年の懸案であった項目について、抜本的な見直しを行いました。具体的には、中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃 計画的な事業承継を支援する制度の創設、さらに事業承継税制の見直し 減価償却制度の抜本的見直し、などを行うことが決まりました。

### 中小企業の経営基盤の強化

#### 中小同族会社に対する留保金課税制度の撤廃

同族会社に対する留保金課税の適用対象から中小企業を除外します。  
内部留保に対する法人税の上乗せ課税が完全撤廃され、内部留保の充実が一層可能になりました。

#### 中小企業等基盤強化税制の延長

中小小売・卸・サービス業等に対する設備投資の支援措置(30%の特別償却又は7%の税制額控除)を延長します。

#### 相続時精算課税制度の自社株式特例の創設

これまで相続時精算課税制度の対象とならなかった60歳(本則65歳)以上の中小オーナー経営者が後継者である子供に自社株式を贈与する場合に非課税枠が3000万円(本則2500万円)となる特例を創設します。  
スムーズに株式贈与ができ、早期の後継者への事業承継が容易になりました。

### 中小企業へのその他の支援

#### 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し

中小企業の活性化の観点から、適用除外基準を平成19年度から大幅に引き上げます。  
基準所得(課税所得 + オ-ナ-役員給与) **800万円以下** → **1600万円以下**  
定期同額給与について、職制上の地位の変更等により改定された定期給与についても定期同額給与とされず。

#### 減価償却制度の抜本的見直し

競争力強化の観点から、国際標準に合わせ、減価償却可能な限度額(現行95%)を撤廃され、備忘価額**1円**まで償却可能になりました。  
早期、損金に落とせる額が大幅に増えることで、設備投資をより積極的に進めることができます。

今回、新しく当事務所のお客様となられた SEODESIGN株式会社様は、まさに会社名が表すとおり、WEBサイト・ホームページ運営に欠かせない存在である検索エンジン対策(SEO対策)に特化された会社です。



新規の顧客を獲得される際に持っておられるホームページは重要な存在です。しかしホームページが星の数ほどある現在、検索エンジンに表示されないホームページは存在していないと同じであると言って過言ではありません。そこで、主要な検索エンジンで上位に上がることによってたくさんの方の目に触れる機会を何倍にも増やし、事業所様のニーズによりお答えすることが出来ることを目指しております。

ホームページ運営でお困りのこと、その効果を知りたいなどなにかございましたら、お気軽に山下社長にご相談なさってみてはいかがでしょうか？

代表 山下 潤  
京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町 245 - 2 烏丸梅田ビル5F  
電話:075 - 257 - 3661 E-MAIL:info@seo-design.jp

お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、ご一報いただければ幸いです。

## 電子申告で確定申告

平成16年6月1日より開始されました、「電子申告」ですが、当事務所でもこの度の確定申告では、たくさんの顧問様のご協力により、滞りなく円滑に実施することができ、電子申告実践率は47.1%の結果となりました。ありがとうございました。

確定申告の添付書類のうち、国税庁の仕様に準じて作成されていないものや、第三者が作成した証明書類(医療費の領収書や保険料控除証明書)等の添付書類は電子データで送信することはできませんので、別途送付等により提出しなければなりませんでした。

電子申告より送信したデータは受信通知を確認後、申告書を印刷し、顧問先様にお渡ししました。

平成19年分以後の電子申告からは、所得税の電子申告の場合、第三者が作成した書類の添付はしなくてもよくなります。  
詳しくは4月お渡しの「事務所通信」にてご確認ください。

電子申告の申告書には「電子申告完了済」と受付番号が朱記されています。ご確認ください。



概要を詳しく知りたい方や、電子申告で提出してみたいという方は、当事務所担当者まで申しつけてください！

### 住宅ローン減税の特別控除額の特例創設

住宅を取得等して平成19年から同20年に居住した場合、控除期間等は次のとおりとされます。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成19年	15年間	2500万円以下の部分	・1年目から10年目まで 0.6% ・11年目から15年目まで 0.4%
平成20年	同上	2000万円以下の部分	同上

### 平成19年から所得税が減り住民税が増えます！

平成19年から、所得税から地方税へ税金が移し替えられます。これに伴って、ほとんどの人が、所得税が減り、住民税が増えることとなります。

注意